平成30年度 岩手県立盛岡第一高等学校 学校保健計画

*学校保健目標: ヘルスプロモーティングスクールの気風を確立し、自らの健康行動をコントロールできる自己管理スキルの高い人間を育成する。

国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざし、他者の健康づくりにも積極的に関わる健康観を備えた人間を育成する。

月	月の重点	学校保健関係行事	保健管理		保健教育			
			対人管理	対物管理	保健学習	保健指導		組織活動
						S H R、プリント等	生徒会活動	
	・新年度の健康管理	・新入生初期指導	・新入生保護者説明	・カード類の整理	・保健	・新入生初期指導	・保健委員会	・厚生課
	・歯と口の健康づくり	・生徒定期健康診断	・ブラッシング行動	・医薬品の整備	・家庭基礎	・学校保健目標のコンセプト	・放送委員会	・教育相談課
		・運動会	スキル調査	・保健室の整備	・総合	の周知		・保健体育科
		・スポーツ祭	・定期健康診断の実施	・大掃除	·LHR	・健康診断の目的と意義		・家庭科
4		・口腔衛生講座(1年)	・受診勧告	・安全点検		・日本スポーツ振興センター		・情報管理課
5		・メンタルヘルス講座	・健康状態の把握			について		
6		(1年)	・日本スポーツ振興			・学校感染症に伴う出席停止		
			センター、学校安全			について		
			互助会等加入手続き			・新入生のメンタルヘルス		
			・健康相談			・運動会、スポーツ祭の事故		
			・健康観察			未然防止		
						・考査前の調整		
	・熱中症の予防	・職員健康診断	・受診勧告	・水質検査	・保健	・熱中症の予防	・保健委員会	・厚生課
	・歯と口の健康づくり	・白堊祭	・健康相談	・照度測定	・家庭基礎	・野球応援時の注意	・放送委員会	・教育相談課
7		・防災訓練	・健康観察	・安全点検		・水泳時の注意		・保健体育科
8		・食育講座(3年)		・エアコン等の点検		・受診の意義		・家庭科
9		・薬物乱用防止教室				・白堊祭の衛生管理		・情報管理課
		(1年)						
		・メンタルヘルス講座						
		(3年)						

月	月の重点	学校保健関係行事	保健管理		保健教育			
			対人管理	対物管理	保健学習	保健指導		組織活動
						S H R、プリント等	生徒会活動	
	・感染症の予防	・食育講座(1年)	・受診状況の把握	・マスク、消毒剤設置	・保健	・救命救急法	・保健委員会	・厚生課
	・歯と口の健康づくり	・口腔衛生講座(2年)	・研修旅行前健康調査	・大掃除	・家庭基礎	・受験期のメンタルヘルス	・放送委員会	・教育相談課
10		・学校保健委員会	・健康相談	・安全点検	・総合	・風邪、インフルエンザ、		・保健体育科
11			・健康観察	・暖房設備等の点検	·LHR	感染性胃腸炎の予防		・家庭科
						・環境美化、衛生管理		・情報管理課
						・考査前の調整		・学校保健委員会
	・感染症の予防	・研修旅行(1年)	・受診勧告	・空気検査	・保健	・研修旅行に関わる健康管理	・保健委員会	・厚生課
	・歯と口の健康づくり	・生と性に関する講座	・受診状況の把握	・照度測定	・家庭基礎	・受験期の健康管理	・放送委員会	・教育相談課
12		(1年)	・健康相談	・マスク、消毒剤設置		・風邪、インフルエンザ、		・保健体育科
1			・健康観察	・安全点検		感染性胃腸炎の予防		・家庭科
						・生命の誕生と命の尊さ		
				・暖房設備等の点検		・環境美化,衛生管理		・情報管理課
	・感染症の予防	・生徒臨時健康診断	・受診勧告	・マスク、消毒剤設置	・保健	・口臭とオーラルケア	・保健委員会	・厚生課
	・歯と口の健康づくり	(歯科検診)	・健康相談	・教室等の空気検査	・家庭基礎	・風邪、インフルエンザ、	・放送委員会	・教育相談課
2	・次年度に向けた健康	・がん教育講座(2年)	・健康観察	・照度検査	·LHR	感染性胃腸炎の予防		・保健体育科
3	管理	・救急救命法講習会		・カード類の整理		・環境美化、衛生管理		・家庭科
		(1年)		・大掃除		・考査前の調整		・情報管理課
				・安全点検		・今年度の振り返り		
				・暖房設備等の点検		・新年度に向けた準備、調整		

*学校保健安全法第8条(健康相談)

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

*学校保健安全法第9条(保健指導)

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、 遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。